租税条約早見表						ニュージーランド(条約)				
ì	原泉徴	仅対象所得	Ť		減免手続き等					
所161 号数	所得	所得区分等		条約による区分等	条項	区分	届出 様式	添付 書類	摘要	
	割引債償還差益		18. 378	利子(公社債の割増金11条)	112	10%			注イロハニ	
			10.000	政府等が受益者であるもの 政府等が保証等した債権に関するもの	11③ a 11③ b		13,14 又は2	A, C	H28.1.1以後発行の割引債 については届出(様式2)	
	(発行時)		16. 336 15. 315	図 が 寺 が 休 証 寺 し た 頂 椎 に 関 す る も の 金 融 機関 が 受 益 者 で あ る も の	113 в 113 с	0 70 70	7152	A, C	については届出(様式2)	
四	組合契約事業利 益の配分		20. 42	事業利得(国内PE帰属利得に限る。)	7①	PE所在地国課税		国課税		
五.	土地等の譲渡		10. 21	譲渡収益	13①	減免規定なし			不動産所在地国課税	
六	人的役務提供 事業の対価		20. 42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合) 芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	7 <u>1</u>				居住地国課税	
	不動産の使用料		00.40	不動産所得(§6②③)	)		減免規定なし 不動産所在地国		不動産所在地国課税	
七			20. 42	船舶・航空機の裸用船使用料	7①	免税	10		居住地国課税	
八				利子 (§11⑥) 政府等が受益者であるもの	11② 11③ a	10% 免税	2 2	不要		
	利子所得		15. 315	政府等が保証等した債権に関するもの	113 a 113 b		2	A, C A, C	注イロハニ	
				金融機関が受益者であるもの	11③ c	免税	2	A, C		
九	配当所	· 得	非上場 20.24	配当 (§10⑥)	102	15%	1	不要	注口	
	11月1月1日		上場	親子会社間配当、議決権株式(10%以上保有)(損金算入対象除く)	10③	免税	1	A, C		
				利子(§11⑥) 政府等が受益者であるもの	11② 11③ a	10% 免税	2	A, C A, C		
十	貸付金利子		20.42	政府等が保証等した債権に関するもの	113 b		2	A, C	注イロハ	
				金融機関が受益者であるもの	11③ c	免税	2	A, C		
				著作権、工業所有権等の使用料(§12②)	12①	5%	3		注ロハニ	
+-	使用料		20. 42	機械、装置、用具等の使用料(国内PEに帰属しない場合)		免税	10		居住地国のみ課税	
				著作権、工業所有権等の譲渡対価(国内PEに帰属しない場合)		免税	10	С	居住地国課税	
	給与その他人的 役務の提供に対 する報酬で国内 における勤務又 は役務提供に基 因するもの		20. 42	下記以外の給与所得 短期滞在者給与(①連続12月中183日以内の滞在、②日本の居 住者以外からの支払、③日本PEが負担しない)	14①	減免規 免税	正なし (7)	不要	役務提供地課税 みなし国内払い以外 は届出書提出不要	
				日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務		減免規			法人所在地課税	
				内国法人の役員報酬		減免規定なし			法人所在地課税	
				政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連除	18(1) a				.,, 0 ,	
				上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住者 となったものでない者 教授					日本のみ課税 (所令24)	
				報授 留学生(国外から支払われる生計,教育,訓練給付に限る)	<b></b> 例兄为	免税	(8)	在学	みなし国内払い以外	
				事業修習者("、かつ訓練開始1年以内に限る)	19	免税	(8)		は届出不要	
				自由職業者所得(国内PEに帰属しない場合)	3(1)L, '	7① 免税	7	不要	居住地国課税	
				芸能人又は運動家の人的役務の報酬		免税規			役務提供地課税	
	公的年金等		20. 12	下記以外のもの	17	17 減免規定なし 源泉地国のみ課税				
+=				拠山した基金から又払われるもの(公務員共併千金寺) 		減免規定なし 免税 9 ▼不要			日本のみ課税	
十二				ニュージーランドの居住者かつ国民である場合		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			ニュージ゛ーラント゛のみ課税	
ハ	退職所得 事業の広告宣伝		20. 42	規定なし 		給与等に準じる			給与所得条項適用	
十三	のための賞金		20. 42	その他所得 	21③	減免規定なし			源泉地国課税	
十四	生命保険契約等に基づく年金等		20. 42	その他所得	21③	減免規定なし			源泉地国課税	
十六	匿名組合契約に 基く利益の分配			その他所得		.,			源泉地国課税	
添付書類	A	い ず 令2⑤)	が証明し	り租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限あ 月した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明(実特法省						
		②居住:	①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類(外国語で作成の場合その翻訳文を含む。) ②居住者証明書(実特法省令2⑥)							
	<mark>▶ ②</mark> 居住者証明書(実特法省令2⑦)									
	C ①特典条項に関する付表(様式17)②居住者証明書③特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細を明らかにす類(翻訳文を含む)								詳細を明らかにする書	
	非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。(実特法省令9の10②)									
注イ	債務者			8者)の居住地国が源泉地国とされる。 (PE帰属所得は除						
意口事				属する場合は、事業利得条項§7が適用され免税とはならない		4家 しー	· Z			
事力	烟 工 征	未則価恰を	心厄りん	る所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず5%の限度税率とする。						